いこと及び発行会社等に対して非公開情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、非公開情報の自己又は第三者への開示を提案する場合（他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等に関して行う提案に限る。）及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する非公開情報を取得する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第五号イ及びロ

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和七年五月十九日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件の規定は、この告示の適用の日（以下この項において「適用日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等（以下この項において「対内直接投資等」という。）について適用し、適用日前に行った対内直接投資等については、なお従前の例による。

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十八条の二第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（令和二年四月文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月四日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～八　略］ 九　秘密技術関連情報　発行会社等の特定対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他特定対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。 ［十～十二　略］ （特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準） **第二条**　法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに特定取得を行った法第二十八条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。 一　外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　秘密技術関連情報　発行会社等の特定対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他特定対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員等に係る就業条件、報酬その他の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。 ［十～十二　同上］ （特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準） **第二条**　［同上］ 一　外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号